



# 熊本県公報

号外 第23号  
令和2年(2020年)  
3月31日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… (教育政策課) 1
- 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則及び指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 2
- 熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 2
- 熊本県立装飾古墳館条例施行規則等の一部を改正する規則…………… ( " ) 2
- 熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 3
- 熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 3
- 熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 4
- 熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 4
- 熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 4
- 熊本県教育員等記章規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 8
- 公立小中学校等に勤務する県費負担教職員の記章に関する規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 8
- 熊本県教育庁兼職命令規程の一部を改正する訓令…………… ( " ) 9
- 熊本県教育庁教育情報化推進室設置規程…………… ( " ) 9
- 熊本県教育庁高校魅力化推進室設置規程…………… ( " ) 10
- 熊本県教育庁英語教育推進室設置規程…………… ( " ) 11

### 登 載 依 頼

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

### 熊本県教育委員会規則第1号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則（昭和36年熊本県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「教育総務局	学校人事課 社会教育課 文化課 施設課
	教育指導局	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 学校安全・安心推進課 人権同和教育課 体育保健課
	を	
	「教育総務局	学校人事課 文化課 施設課
	県立学校教育局	高校教育課 特別支援教育課 学校安全・安心推進課 体育保健課
	市町村教育局	義務教育課 社会教育課 人権同和教育課

	に改める。

別表第2熊本県菊池教育事務所の項中「菊池市・」を「山鹿市・菊池市・」に改める。  
 附 則  
 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則及び指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

**熊本県教育委員会規則第2号**

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則及び指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「臨時及び」を削り、同条中「外」を「ほか」に改め、「臨時及び」を削る。

(指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部改正)

第2条 指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則(平成15年熊本県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「非常勤の講師」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

**熊本県教育委員会規則第3号**

熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則

熊本県立教育センター規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条の表経営研修部の項中「、教育相談室」を削り、同表情報教育研修部の項中「、教育工学室」を削る。

第3条の表経営研修部の項第2号中「、教育相談」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第7条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県立装飾古墳館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

**熊本県教育委員会規則第4号**

熊本県立装飾古墳館条例施行規則等の一部を改正する規則

(熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本県立装飾古墳館条例施行規則（平成3年熊本県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

（熊本県立青少年の家条例施行規則の一部改正）

第2条 熊本県立青少年の家条例施行規則（平成10年熊本県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

（熊本県立美術館条例施行規則の一部改正）

第3条 熊本県立美術館条例施行規則（平成22年熊本県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年熊本県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「（山鹿市教育委員会にあつては、県教育委員会）」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第1号

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

熊本県教育委員会公印規程（昭和35年熊本県教育委員会訓令第82号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「決裁をうけなければ」を「承認を得なければ」に改め、同条第2項中「決裁」を「承認」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「第1号様式」を「別記第1号様式」に、「教育政策課長第2号様式」を「教育政策課長は、別記第2号様式」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条第3項後段中「第3号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第4項中「第1項」を「前項前段の規定により第1項」に、「手続き」を「手続」に、「第3号様式」を「別記第3号様式」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改める。

第9条第2項中「第4号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第3項後段中「第5号様式」を「別記第5号様式」に改める。

別表第1中7の項を次のように改める。

7	熊本県教育庁県立学校教育局長印	〃	24	〃	県立学校教育局	高校教育課長
---	-----------------	---	----	---	---------	--------

別表第1中14の項を15の項とし、8の項から13の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次のように加える。

8	熊本県教育庁市町村教育局 長印	〃 2 4	〃	市町村教育局	義務教育課長
---	--------------------	-------	---	--------	--------

別表第2中7を次のように改める。

7

熊 本 県 教 育 庁 県 立 学 校 教 育 局 長
--------------------------------------

別表第2中14を15とし、8から13までを1ずつ繰り下げ、7の次に次のように加える。

8

熊 本 県 教 育 庁 市 町 村 教 育 局 長
------------------------------------

第1号様式中「第1号様式」を「別記第1号様式」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第3号様式中「第3号様式(第9条関係)」を「別記第3号様式(第8条関係)」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「別記第4号様式」に、「公印刷込み承認願」を「公印刷り込み承認願」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「別記第5号様式」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第2号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県教育事務所処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「並びにこれらの学校の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を削り、同条第7号とし、同条中第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第3号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県立図書館処務規程(昭和38年熊本県教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第4号



別記様式第1号

( )住宅入居申込書

( 年 月 日提出)

ふりがな 職 氏 名				所属所名		
共済組合員証 記号番号				現住所		
入居しようとする家族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業	月収額	申込者給与月額
	本人					級号
						給料
						扶養当 手
						暫定当 手
						その他の 手当
						計

現住所附近の略図(方位記入)

現在居住中の住宅の状況 (該当欄を○印で囲み又は数字を記入のこと)		入居申込みをする理由 (具体的に記入のこと)
自 宅	室 数                      室	
借 家		
間 借	畳 数                      畳	
アパート	家賃又は 部屋代                      円	
下 宿		
寮	その他の設備の状況	
そ の 他		

以上のとおりでありますから住宅に入居させてくださるようお願いいたします。

年    月    日

所属所名  
申 込 人                      職 氏 名                      印

熊本県教育長                      様

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

年    月    日

所属所名  
所属所長職氏名                      職印

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号

居 住 者 名 簿

住宅の名称		住宅の番号	号	賃貸借決定日 年 月 日	
入居者氏名 入職氏名		入居者 所属所名		入居日 年 月 日	
				明年度 年 月 日	
同居者氏名		生年月日		入居者との続柄	職 業
備 考					

(注) 同居者の異動があったときは備考欄に異動の年月日及び事由を記入すること。

附 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第5号

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教職員等記章規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教職員等記章の一部を改正する訓令  
熊本県教職員等記章規程（平成15年熊本県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育庁」を「熊本県教育庁（第4条第2項において「教育庁」という。）」に改め、「臨時職員（臨時的任用に係る教員、実習助手、寄宿舎指導員、学校事務職員及び技術職員を除く。）及び」を削る。

附 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第6号

本庁各課  
各地方機関

公立小中学校等に勤務する県費負担教職員の記章に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

公立小中学校等に勤務する県費負担教職員の記章に関する規程の一部を改正する訓令

公立小中学校等に勤務する県費負担教職員の記章に関する規程（平成16年熊本県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「（山鹿市が設置する小中学校に勤務する教職員に係るものにあつては、学校人事課長。以下同じ。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第7号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関

熊本県教育庁兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育庁兼職命令規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁兼職命令規程（平成31年熊本県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

県立学校教育局高校教育課	県立学校教育局特別支援教育課
	立学校教育局学校安全・安心推進課
	県立学校教育局体育保健課
市町村教育局義務教育課	市町村教育局社会教育課
	市町村教育局人権同和教育課

第2条の表中

教育総務局社会教育課
教育総務局文化課
教育総務局施設課
教育指導局高校教育課
教育指導局義務教育課
教育指導局特別支援教育課
教育指導局学校安全・安心推進課
教育指導局人権同和教育課
教育指導局体育保健課

を

教育総務局文化課
教育総務局施設課
県立学校教育局高校教
県立学校教育局特別支
県立学校教育局学校安
県立学校教育局体育保
市町村教育局義務教育
市町村教育局社会教育
市町村教育局人権同和

育課
援教育課
全・安心推進課
健課
課
課
教育課

に改める。

第3条の表を次のように改める。

県立学校教育局学校安全・安心推進課	県立学校教育局高校教育課
	県立学校教育局特別支援教育課
	県立学校教育局体育保健課
	市町村教育局義務教育課

第3条の次に次の1条を加える。

（英語教育及び国際社会に通用する人材の育成の推進を図り、学校の校種を越えた指導及び支援の体制を整備するための兼職命令）

第4条 英語教育及び国際社会に通用する人材の育成の推進を図り、学校の校種を越えた指導及び支援の体制を整備するため、次の表の左欄に掲げる局・課・室に勤務を命ぜられた者は、同表右欄に掲げる局・課に兼ねて勤務を命ぜられたものとする。

市町村教育局義務教育課英語教育推進室	県立学校教育局高校教育課
--------------------	--------------

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第8号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関  
各 県 立 学 校

熊本県教育庁教育情報化推進室設置規程を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育庁教育情報化推進室設置規程

(設置)

第1条 学校におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術を活用した教育の推進を図るため、熊本県教育庁教育政策課に教育情報化推進室(以下「室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育の情報化推進の総括に関する事。
- (2) 県立学校におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事。
- (3) 市町村立学校におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備の支援に関する事。
- (4) 情報通信技術を活用した教育の推進に関する事。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、熊本県教育庁教育政策課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県教育庁本庁処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号)第8条及び第9条の例による。この場合において、課長専決事項は、熊本県教育庁教育政策課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、熊本県教育庁教育政策課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ熊本県教育庁教育政策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第6条 室の庶務は、熊本県教育庁教育政策課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第9号

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教育庁高校魅力化推進室設置規程を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育庁高校魅力化推進室設置規程

(設置)

第1条 地域の特色を生かした魅力ある県立高等学校づくりの推進を図るため、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課に高校魅力化推進室(以下「室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立高等学校の魅力づくりに関する事。
- (2) 県立高等学校の学科の新設等に関する事。
- (3) 県立高等学校と地域との連携及び協働に関する事。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県教育庁本庁処務規程(昭和36年熊

- 本県教育委員会訓令第48号)第8条及び第9条の例による。この場合において、課長専決事項は、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長が専決する。
- 2 前項の課長専決事項について、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
- (庶務)
- 第6条 室の庶務は、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課において行う。
- (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 熊本県教育委員会訓令第10号

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教育庁英語教育推進室設置規程を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育庁英語教育推進室設置規程

(設置)

- 第1条 英語教育及び国際社会に通用する人材の育成の推進を図り、学校の校種を越えた指導及び支援の体制を整備するため、熊本県教育庁市町村教育局義務教育課に英語教育推進室(以下「室」という。)を置く。
- (分掌事務)
- 第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 市町村立学校及び県立学校の英語教育推進に関すること。
- (2) 国際理解教育の推進、国際交流及び国際社会に通用する人材の育成に関すること。
- (3) 異文化理解の推進及び異文化交流に関すること。
- (職員)
- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
- (職務)
- 第4条 室長は、熊本県教育庁市町村教育局義務教育課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- (専決及び代決)
- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県教育庁本庁処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号)第8条及び第9条の例による。この場合において、課長専決事項は、熊本県教育庁市町村教育局義務教育課長が専決する。
- 2 前項の課長専決事項について、熊本県教育庁市町村教育局義務教育課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ熊本県教育庁市町村教育局義務教育課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
- (庶務)
- 第6条 室の庶務は、熊本県教育庁市町村教育局義務教育課において行う。
- (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。